所得税の還付申告は1月25日から

…申告はお早めに

令和3年分所得税の還付（かんぷ）申告を1月25日㈫から受け付けます。

年末調整を受けた人でも医療費控除などの申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

●受付時間／9時から17時

●受付場所／課税係（2月16日㈬からは、受付時間と受付場所が変更となります）

※釧路税務署では、2月16日㈬から申告会場を設置します

次のような場合に所得税が還付されます

【医療費控除】

病気やけがにより支払った医療費から、保険金などで補填（ほてん）される金額（健康保険の高額療養費の支給金や生命保険契約の入院給付金など）を差し引いた金額が、10万円と総所得金額などの5％のうち、どちらか少ない額を超えて支払った場合

医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書を作成する必要があります。領収書のみ持参しての受け付けはできませんので事前に準備してください。

また、セルフメディケーション税制の適用期間が令和8年12月31日まで5年間延長されました。

【住宅借入金等特別控除】

住宅ローンなどを利用して家屋の新築・購入（その家屋の敷地を同時に購入した場合も含みます）、または増改築などをして、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、一定の要件に該当する場合（新型コロナウイルスの影響により期限内に入居が間に合わなかった場合、一定の要件を満たせば特例の対象となります）

【退職者】

年の途中で退職したり、2カ所以上で働いていた人が、年末調整を受けず、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合

【寄附金控除】

主なものとして、次の支出を2千円を超えて行った場合

国や地方公共団体に対する寄附金・社会福祉法人に対する寄附金・特定の政治献金・公益社団法人および公益財団法人に対する寄附金・国税庁長官の認定を受けた認定ＮＰＯ法人に対して、認定の有効期間内に支出した寄附金・震災関連寄附金など

申告に必要な書類など

源泉徴収票、生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・国民年金保険料・地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・任意継続社会保険料・介護保険料の領収書、還付金振込先の金融機関・支店・口座番号（本人名義）がわかるもの

そのほか、控除の区分により次の書類などが必要です

※令和3年分からは押印が不要となります

▽**医療費控除**／医療費控除の明細書または医療保険者から交付を受けた医療費通知

▽**セルフメディケーション税制**／セルフメディケーション税制の明細書・健康の保持増進および疾病の予防に関する取り組みを行ったことを明らかにする書類（特定健康診査の結果通知書など）

▽**住宅借入金等特別控除**／家屋の登記事項証明書（家屋の敷地を同時に取得している場合は、その敷地の登記事項証明書も必要）、工事請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※増改築または中古住宅の購入の場合は、必要な書類が異なる場合もあります

▽**寄附金控除**／寄附をした団体からの領収書、寄附をした団体が寄附金控除の該当団体であることの証明書の写しなど

※寄附金により必要な書類が異なります

確定申告書にはマイナンバーの記載を

申告をする人や扶養親族などのマイナンバーの記載が必要となりました

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告する人の本人確認書類の提示または写しの添付（控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要）が必要です

【本人確認書類の例】

例1　マイナンバーカード

例2　通知カードと運転免許証または公的医療保険の被保険者証など

●問い合わせ／課税係、釧路税務署（☎0154－31－5100）